

# 令和6年度におけるマージン率について

公益財団法人  
栃木県シルバー人材センター連合会  
上三川町事務所

労働者派遣法23条第5条に基づき、令和6年度におけるマージン率を次のとおり公開いたします。

【マージン率の計算方法(小数点第2以下を四捨五入)】

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

|                                      |                            |
|--------------------------------------|----------------------------|
| 派遣労働者の数                              | 20 人                       |
| 派遣先の数                                | 7 社                        |
| マージン率                                | 24.2%                      |
| 労働者派遣料金                              | 10,453 円(1 日 8 時間当たりの平均)   |
| 派遣期間中の派遣労働者の賃金                       | 7,925 円(1 日 8 時間当たりの平均)    |
| 教育訓練等に関する事項                          | 安全衛生教育・接遇                  |
| 派遣法第 30 条の 4 第 1 項に<br>基づく労使協定の締結の有無 | 無                          |
| 待遇決定方式                               | 派遣先均等・均衡方式                 |
| マージン率の内訳                             | 労災保険料<br>年次有給休暇賃金<br>事業運営費 |